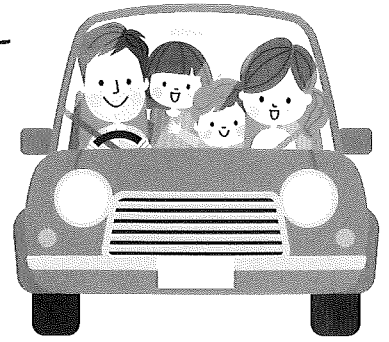


暑い夏も涼しい秋も 宿泊助成はいつでも使えます

被保険者および被扶養者の宿泊に対し、1人年度内（4月～翌年3月）3泊を限度として1泊につき3,000円（宿泊料金が3,000円に満たない場合はその宿泊料金の範囲内）を補助しています。

*本事業の実施、お申込みによって収集される個人情報は、事業の実施に関すること以外に使用されることはありません。



申請方法

以下の4点を当組合保健事業課へ送付ください。

1

保養施設補助金 請求書（2枚1組）

事業所・利用責任者・受任者欄に押印し、振込口座（健保口）を記入してください。

2

保養施設 利用者名簿

請求書ごとに宿泊者全員の情報を記入してください。なお、「保養施設利用者名簿」は当組合ホームページよりダウンロードしてください。

3

領収書

領収書や振込伝票等の料金を支払った証明のできるもの。写しを提出する場合は「原本に相違ない」と記載し、事業所名称と捺印をしてください。

4

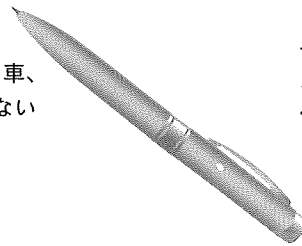
明細書

領収書の内訳（宿泊料金・人数・宿泊数・宿泊先名称）が記載されているもの。また、ツアーご利用の場合は日程表の写し等を添付してください。

※小学生以下のお子様の補助金を請求される場合は、お子様の宿泊費等がわかる明細書を添付してください。

*補助金対象外の保養施設

キャンプ場のテント（グランピング含む）、夜行バス、寝台列車、24時間営業のサウナ、インターネットカフェ等の宿泊施設ではない保養施設。



補助額
年度内（4月～翌年3月）
1人1回1500円を限度に
補助。

対象者
当組合の
被保険者・被扶養者

平成30年度も、
インフルエンザ予防接種の
費用補助を実施します。
詳しくは機関誌「すんやか」
10月号に掲載します。

インフルエンザ
予防接種の
費用を補助します

